

浜岡原子力発電所 原子炉施設保安規定の変更認可申請について

2013年4月15日

当社は、本日、原子炉等規制法第37条第1項の規定に基づき、保安規定^{※1}の変更認可申請を原子力規制委員会におこないましたのでお知らせします。

今後、国による審査を受けてまいります。

<主な内容>

2013年7月1日の社内組織改定および業務分担見直しに伴い、関連する保安規定条文の変更をおこないます。

社内組織改定および業務分担見直しの主な内容は以下の通り。

1. 原子燃料サイクル部の新設

原子燃料サイクルに関する諸課題への対応力を強化するため、原子燃料サイクル部を新設し、現在、原子力本部と燃料部に分散している原子燃料サイクルに関する要員を集約します。

2. 防災業務・保安管理業務の管理体制の見直し

原子力災害対策に関する業務量増加への対応および保安管理業務の効率化のため、防災業務と保安管理業務を同一部署で管理していた体制から、それぞれに特化した別々の部署で管理する体制に変更します。

3. 原子炉施設を構成する機器の保守管理部署の見直し

原子炉施設を構成する機器のうち、計算機とそれに関連する計測機器の保守管理部署を一元化することで効率化を図ります。

※1 保安規定は、正式には「原子炉施設保安規定」といい、原子炉等規制法第37条第1項に基づき、原子炉設置者が原子力発電所の安全運転および廃止措置を行う上で守るべき事項(保安に関する組織、保安措置等)を定めたもので、国の認可を受ける規定です。

以上